

「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」について

令和3年2月4日
指 導 部

目 的

都教育委員会、区市町村教育委員会、都内全ての公立学校におけるいじめ防止等の取組の一層の推進を図る。

【第2次・一部改定】実施期間 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

経 緯

- 平成29年 2月 「いじめ総合対策【第2次】」策定
- 平成30年1 1月 都教育委員会から、第3期いじめ問題対策委員会に諮問
- 令和 2年 7月 第3期いじめ問題対策委員会より、諮問に対する答申
(5つの提言、7つの方策)
- 令和 3年 2月 「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」策定

改定の方向性

「いじめ総合対策【第2次】」の内容を受け継ぐこととし、学校等における取組の一層の推進に向け、その一部を改定する。

取組内容の更なる充実

- 子供が安心して相談できる環境の構築
- 日常の授業から、話し合いによる合意形成や意思決定の場を設定
- いじめの解消に向けた取組の徹底
- 学校と保護者の信頼関係に基づく対応
- 学校サポートチームの効果的な活用
- 新型コロナウイルス感染症に関連するいじめを生まないための指導の徹底等

上巻

ダイジェスト版を冒頭に配置

教員一人一人の対応力の向上を目指し、いじめ防止の取組の要点や参照ページを明示し、教員が日々活用しやすくする。

現状の図表データの更新

「現状と課題」にある図表データを最新のデータに更新するとともに、【第2次】策定時の状況との比較等から、課題を示す。

保護者プログラムの開発

保護者が、学校がいじめ防止の取組や家庭の役割等について理解できるよう、保護者会等で活用するプログラムを明示する。

いじめに関する研究・調査の実施

子供・教員・保護者・地域13,000人を対象とした質問紙調査を実施し、いじめ問題に関する現状と課題を明らかにする。

下巻

地域プログラムの開発

地域の方々が、いじめ問題について考えるためのプログラムを開発し、学校が学校評議員会等で活用できるようにする。

学習・教員研修プログラムの改善

「子供たち自身がいじめについて考え行動できる取組になっているか」などの視点から、プログラムの改善を図る。

いじめ総合対策【第2次・一部改定】

※ 赤い字、下線の部分が、今回改定する箇所

【上巻 学校の取組編】

いじめ防止の取組を推進する6つのポイント

- 1 軽微ないじめも見逃さない
＜教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知＞
- 2 教員一人で抱え込まず、学校組織全体で一丸となって取り組む
＜「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応＞
- 3 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す
＜学校・家庭・地域の連携による教育相談体制の充実＞
- 4 子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする
＜日常の授業から、話し合い等を通して多様性等を認め合う態度を育成＞
- 5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る
＜保護者との日常からの信頼関係に基づく取組の推進＞
- 6 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する
＜地域、関係機関等との日常からの連携＞

◆4つの段階に応じた具体的な取組

未然防止
～いじめを生まない、許さない学校づくり

早期発見
～いじめを初期段階で「見える化」できる学校づくり

早期対応
～いじめを解消し、安心して生活できるようにする学校づくり

重大事態への対処
～問題を明らかにし、いじめを繰り返さない学校づくり

【下巻 実践プログラム編】

◆いじめ防止のための「学習プログラム」

- いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成
- 互いの個性の理解
- 望ましい人間関係の構築
- 規範意識の醸成

◆いじめ問題解決のための「教員研修プログラム」

- 「いじめ」の定義の確実な理解
- 「学校いじめ防止基本方針」に基づく確実な取組の推進
- 「いじめ」の定義に基づくいじめの認知
- 自己の取組の点検（レーダーチャートの活用）

◆いじめについて学校と共に考える「保護者プログラム」

- 学校いじめ防止基本方針
- いじめへの対処
- インターネット上でのいじめ など

◆いじめ問題解決のための「地域プログラム」